令和3年度　公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R3.11.5	R3.11.18	「大田市場（３）小型特殊自動車充電場整備電気設備工事」に関する以下の文書 ・工事設計内訳書 ・特記仕様書 ・図面	92	1															中央卸売市場事業部施設課
2	R3.11.9	R3.11.18	「大田市場（２）立体駐車場棟昇降機改修工事」工事設計内訳書	11	1															中央卸売市場事業部施設課
3	R3.11.6	R3.11.19	産業労働局以外の全局に対して開示請求する。東京都が申請を受けて審査を行う業務（行政処分を除く）の審査結果について、その申請者からの問合せ及び意見に対して、東京都が申請者への説明を行わない旨又は説明を行う旨記載した文書					1											実施機関において文書を作成及び取得しておらず、対象公文書が存在しないため（東京都情報公開条例第11条第２項）	中央卸売市場管理部総務課
4	R3.11.11	R3.11.24	東京都中央卸売市場築地市場内交通規制要領	3	1															中央卸売市場豊洲市場管理課

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。